

令和2年度版

戸塚区地域の居場所づくり補助金

地域住民が交流し、区民が主体となって行う居場所の運営を支援します。

居場所の運営に必要な
家賃や物品の購入費用等を
年間最大 25 万円支援します



最大
25万円
補助
ぜひご利用ください!!

対象となる団体の主な条件

- ・事業拠点が戸塚区内にある
- ・構成員が5人以上かつ半数以上が戸塚区内に在住等している
- ・継続的な取組を行えることが認められる 他

主な補助対象経費

- ・物品購入費 ・印刷製本費 ・光熱水費、燃料費
- ・通信運搬費 ・使用料及び賃借料 ・原材料費 他

補助金額

・表の各年毎の金額を上限とし、予算の範囲内で補助対象経費の10分の9まで補助

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
25万円	25万円	20万円	15万円	10万円

募集期間

・令和2年4月1日(水) から令和2年5月29日(金)まで

申請の流れ

- ・裏面をご確認ください



《お問合せ》

戸塚区 区政推進課 地域力推進担当
〒244-0003 戸塚区戸塚町 16-17 戸塚区総合庁舎9階 93 番窓口
電話番号:045-866-8328 ファクス:045-862-3054 メール:to-chiikiriyoku@city.yokohama.jp
※本事業は、令和2年度予算が横浜市会において議決されることが実施の条件です。

令和2年度版

これまでの補助金活用の例

地域の居場所を運営するため、空家等を賃借し、家賃に
充当した



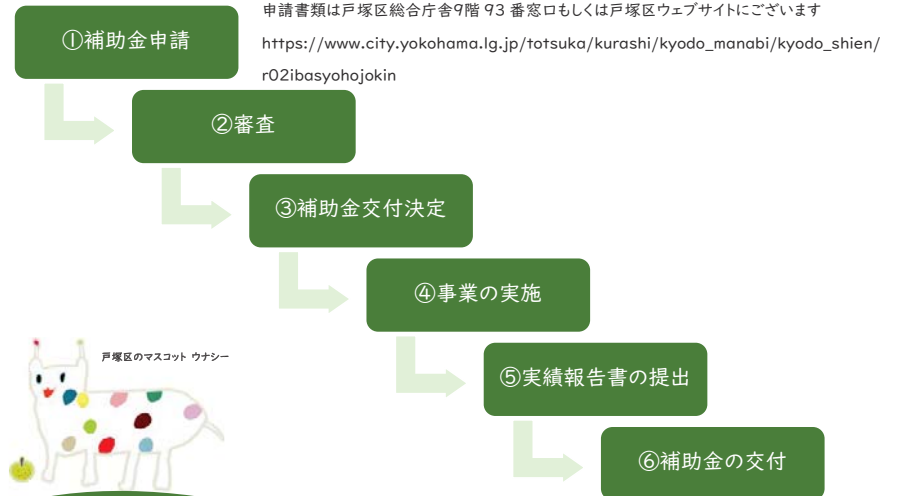
地域の居場所を知ってもらうため、案内パンフレットを作
成して配布した



地域の居場所にコーヒーメーカーを設置した



申請の流れ(まずは区政推進課地域力推進担当へご相談ください)



《お問合せ》

戸塚区 区政推進課 地域力推進担当
〒244-0003 戸塚区戸塚町 16-17 戸塚区総合庁舎9階 93 番窓口
電話番号:045-866-8328 ファクス:045-862-3054 メール:to-chiikiriyoku@city.yokohama.jp
※本事業は、令和2年度予算が横浜市会において議決されることが実施の条件です。

※原則後払い。
ただし、事業完了前に補助金を交付しなければ事業
が実施できない場合は前払い可とします。